（３）暴力行為の指導に生かす

平成１４年度の広島県の公立小・中学校における暴力行為の発生件数は，小学校８７件，中学校９６６件である。前年度と比較すると，小学校２０件の減少，中学校３４６件の減少となっている。発生件数で見ると，平成９年度の調査以来，平成１３年度・平成１４年度と２年続けて減少しており，改善されてはきているが，集団で暴力行為に及んだり，中学校の発生件数が多い等，依然深刻な状態が続いている。その背景には，人間関係の希薄化，規範意識の低下，情報化社会の弊害，自己コントロール能力の低下などが考えられる。

暴力行為に対する指導にあたっては，暴力行為が安全な生活を脅かす反社会的な行為であり，暴力では何も解決できないこと，人間として絶対に許されないこと，被害者に対する身体的・心理的影響は計り知れないものがあることを児童生徒に理解させることが大切である。また，児童（生徒）会活動や学級活動で暴力について話し合わせ，児童生徒の力で暴力のない，暴力を容認しない学級や学校にしていく集団づくりの視点でも取り組まれている。しかし，こうした指導は，暴力行為が起きた後，事後対策としてその解決に向け取り組まれている場合が多く，暴力行為の未然防止に充分な効果を果たしているとは言いがたい。

暴力行為にはしる児童生徒には，人間関係の悩み，自己をコントロールする力の不十分さや社会性や規範意識の低さなども見られる。

従って「道徳の時間」によるアプローチとしては，暴力行為の防止に特にかかわりの深い内容項目である正義感，遵法，規範意識，公徳心，思いやりの心，生命尊重等について重点的な指導を行うことが効果的であると思われる。

参考　「生徒指導のてびき」P２３より

【Ｑ２】　暴力行為の兆候をつかんだとき，どんな指導をしたらよいでしょうか。

【A】
次のような指導を行います。

①　特定の児童生徒が被害を受けている兆候がある場合は，迅速に，面接，家庭訪問などを行い，状況を把握し，指導します。学校あげて被害児童生徒を守ることを最優先します。

②　被害児童生徒が特定できない場合は，全校児童生徒に対して，個人面接をしたり，アンケートを行うなど事実の把握に努めます。また，保護者などに，気になることの情報提供を依頼します。

③　プロジェクトチームをつくり，指導方針を協議し，職員会議などをとおして教職員の意識統一を図ります。また，保護者，警察など関係機関と連携して情報収集を行い，取組んでいきます。

④　児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動をとおして，児童生徒が暴力行為を自分自身の問題としてとらえ，暴力のない学校にしていくよう指導します。